

## 平成20年1月15日より「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」の送付を始めます。

◇平成19年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金を受けとられた皆様に、平成19年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『[平成19年分公的年金等の源泉徴収票](#)』を社会保険業務センターからお送りします。


◇『公的年金等の源泉徴収票』は、所得税の確定申告(住所地を管轄する税務署で受付)の際の添付書類等として必要となりますので**大切に保管**してください。

(注) 公的年金等の源泉徴収票を以下「源泉徴収票」といいます。

公的年金等の源泉徴収票に関するQ&Aは、[こちら](#)をご覧ください。

### 源泉徴収票送付スケジュール

平成20年1月15日(火)～1月21日(月)の間に順次送付いたします。

 各地域の発送スケジュールは[こちら](#)です。

### 源泉徴収票の再交付の受付

源泉徴収票の再交付の受付は、

「**0570-05-1165**」([ねんきんダイヤル](#))で

平成20年1月15日より承っております。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

➤電話による源泉徴収票の再交付の受付は、個人情報保護の観点から、ご本人を対象とさせていただいております。

➤ご本人が直接申請することが困難なため、配偶者の方が申請を行う場合には、配偶者であることを確認のうえ、受け付けさせていただいております。

源泉徴収票は、**ご本人宛に郵送**いたします。

➤来訪による再交付は、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターで承っております。  
なお、来訪により再交付を希望される方は、次の書類をお持ちください。

ご本人・・・基礎年金番号・年金コードが確認できる年金証書等

ご本人以外の方・・・再交付を希望する方の年金証書等の他に、委任状、依頼を受けた方の本人確認ができる運転免許証等

## 確定申告について

◇所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を清算する手続きです。

◇確定申告に関することについては、お近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。  
➤[国税庁ホームページ](#)では、確定申告に関する情報をご覧いただけます。

### ■ 確定申告が必要となる方

収入が公的年金のみの方で、平成19年分の公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告をしなければなりません。

また、2以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与所得がある方なども、多くの場合、所得税の確定申告が必要です。

### ■ 確定申告をすることができる方

確定申告が必要でない場合でも、次のいずれかにあてはまる方などで、源泉徴収された所得税が納め過ぎとなっているような方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます（還付申告）。

- 社会保険料控除、生命保険料控除などを受けられる場合
- 災害などの損失について雑損控除を受けられる場合
- 医療費に係る医療費控除を受けられる場合
- 扶養親族等申告書を提出していない場合
- 扶養親族等申告書を提出した後において扶養親族等が増加した場合

### ■ 確定申告書の提出期限

平成19年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、[平成20年2月18日（月）から同年3月17日（月）まで](#)です。

※平成19年分の所得税の確定申告期間は2月16日（土）から3月17日（月）までです（還付申告の方は、平成20年2月15日（金）以前でも申告書を提出することができます。ただし、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行なっておりません。）

※確定申告書の提出先は、年金受給者の住所地を管轄する税務署です。  
なお、確定申告には、[源泉徴収票の添付が必要](#)となります。

# 源泉徴収票の様式

平成19年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所								
	氏名								
種別	支払金額			源泉徴収税額					
年金	あ			い					
扶養親族等申告書の提出の有無	本人			控除対象配偶者の有無等					
	有	無	特障害者	別障害者	その他の障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無	有
う				え					
扶養親族の数		障害者の数(本人以外)		社会保険料の金額(介護保険料額)					
特定	老人	その他	特別	その他					
人	人	人	人	人	お				
支払を受ける者の年金の種別			支払を受ける者の生年月日						
(摘要)									
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 社会保険庁総務部経理課長								印	

### 源泉徴収票について

- 「支払金額」欄の金額は、平成19年中に支払われた額(所得税と介護保険料が差し引かれる前の金額)です。また、平成20年1月支払われた金額も含まれます。(所得税法の規定によります。)したがって、「支払金額」欄の金額と現在支払われている年金の金額とは、相違しますのでご承知ください。
- 退職共済年金を受けている方で、「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額が上下2段に記載されている場合は、それぞれ次の金額を記載しています。

上段の金額 <small>(所得税法第203条の3第1号適用)</small>	64歳までの 特別支給の退職共済年金の額
下段の金額 <small>(所得税法第203条の3第2号適用)</small>	65歳からの退職共済年金の額
- 「扶養親族等申告書の提出」「無」欄にある\*印は、平成19年分扶養親族等申告書をご提出いただいていない方及びご提出の必要のない方について表示されています。
- 「社会保険料の金額」欄の金額は、平成19年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額です。介護保険料は、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。

**この源泉徴収票は、税務署に確定申告をする必要があるときにご使用ください。**

- 確定申告をしなければならない場合の例
  - 年金収入のほかに給与などがある場合
  - 他の公的年金の支払いを受けている場合
  - 生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合など
- 確定申告書の用紙及び手引きは、税務署や市区町村役場などに用意してあります。
- 確定申告についてお分かりにならないことがありましたら、**お近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。**

国税庁ホームページでは**確定申告に関する情報等**をご覧くださいませ。<http://www.nta.go.jp>

- あ** 平成19年中に支払われた年金の合計額が記載されています。  
➤この金額は、所得税や介護保険料が差し引かれる前の金額です。
- い** 平成19年中に年金から源泉徴収された所得税額の合計額が記載されています。  
☞所得税額の算出は、[こちら](#)をご覧ください。
- う** 平成19年分扶養親族等申告書をご提出いただいていない方及びご提出の必要のない方については、「無」欄に「\*」印が記載されています。  
➤年金額が、108万円未満(65歳以上の方は158万円未満)の方は、扶養親族等申告書をご提出いただく必要がありません。
- え** 各種控除について、該当する欄に「\*」印が記載されています。
- お** 平成19年中に年金から特別徴収された介護保険料の合計額が記載されています。  
➤この金額は、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。
- か** 確定申告に関することについては、[こちら](#)をご覧ください。

## 源泉徴収税額の算出方法

「源泉徴収税額」欄の金額は、各支払期における源泉徴収税額を積算したものです。各期の源泉徴収税額の算出方法は次のとおりです。

➤年金から特別徴収された介護保険料額がある場合、介護保険料額は、社会保険料控除として税金の控除対象とされています。

- ① 扶養親族等申告書（以下、「申告書」といいます。）が提出されている場合（②に該当する場合を除きます。）

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - \text{各種控除額}) \times 5\% \text{ (源泉徴収税率)}$$

- ② 退職共済年金の受給権者で、65歳以上の方が申告書を提出した場合

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職共済年金の年金支給額} - \text{介護保険料額} - (\text{各種控除額} - \text{政令で定める一定の額}) \} \times 5\% \text{ (源泉徴収税率)}$$

※政令で定める一定の額とは、47,500円にその年金支給額の計算の基礎となった月数を乗じて計算した額です。

- ③ 申告書を提出していない場合

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - (\text{年金支給額} - \text{介護保険料額}) \times 25\% \} \times 10\% \text{ (源泉徴収税率)}$$

## 各種控除額一覧

対 象	控除の種類	月割控除額（1か月あたり）
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 ——又は——	32,500円
	老人控除対象 配偶者相当	40,000円
扶養親族が いる場合	扶 養 控 除 ——又は——	32,500円×人数
	特定扶養親族控除 ——又は——	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、控除対 象配偶者、扶養親族 が障害者の場合	普通障害者控除 ——又は——	22,500円×人数
	特別障害者控除	35,000円×人数

（年齢は、平成19年12月31日時点で判断します。）



## 公的年金等の源泉徴収票に関するQ & A

公的年金等の源泉徴収票に関する概要、送付スケジュール等は[こちら](#)をご覧ください。

(注) 公的年金等の源泉徴収票を以下「源泉徴収票」といいます。

### Q 1

**<問>障害年金や遺族年金を受けている人にも源泉徴収票は送付されるのでしょうか。**

<答>

障害年金や遺族年金は、所得税の課税対象となっていないため（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人には、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票が送付されるのは、老齢又は退職を支給事由とする年金（以下「老齢年金」といいます。）を受けている方だけとなります。

また、障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方に係る介護保険料額納付証明に関しては、お住まいの市町村の介護保険担当部局にお問い合わせください。

### Q 2

**<問>源泉徴収票が届きません。どのようにすればよいのでしょうか。**

<答>

届かないときは、ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、源泉徴収票を再交付し、ご本人宛にお送りいたします。

なお、お急ぎの場合は、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターに来訪いただきますようお願いいたします。

### Q 3

**<問>海外に居住して老齢年金を受けていますが、源泉徴収票は送られてくるのでしょうか。**

<答>

海外に居住して老齢年金を受けている方（非居住者の方）については、平成19年中に支払った年金額、源泉徴収税額等を記載した「支払調書」を平成20年1月31日までに送付しております。

### Q 4

**<問>源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付をしてもらえるのでしょうか。また、過去の源泉徴収票も必要ですが、過去の年の分は何年前まで再交付できますか。**

<答>

源泉徴収票を紛失された場合、ねんきんダイヤルにお電話をいただければ、再交付し、郵送にてご本人宛にお送りいたします。

なお、お急ぎの場合は、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターに来訪いただきますようお願いいたします。

また、過去の年の分については、過去5年分（平成15年～平成19年分）まで再交付が可能です。

## Q 5

**<問>年金から所得税が源泉徴収される対象となる人は、どのような人でしょうか。**

<答>

老齢年金は、所得税法の雑所得として扱われ、所得税がかかることになっています。65歳未満でその年の年金の支払額が108万円以上の方や、65歳以上で158万円以上の方が所得税の源泉徴収の対象となります。

## Q 6

**<問>老齢年金から所得税が源泉徴収されていませんが、なぜでしょうか。**

<答>

老齢年金を受けている方は、年金より所得税を源泉徴収することとなっていますが、受けている年金が、一定の額より少ないときは源泉徴収の対象となりません。

所得税の源泉徴収の対象とならない方は、65歳未満でその年の年金の支払額が108万円に満たない方、65歳以上でその年の年金の支払額が158万円に満たない方です。

なお、これらの額を超える場合でも、扶養親族等申告書を提出したときは、独身者で65歳未満のときは月額9万円、65歳以上のときは月額13.5万円までの方については、所得税が差し引かれません。

## Q 7

**<問>源泉徴収票に記載されている扶養親族等の状況が変わっています。何か届出をする必要がありますか。**

<答>

年の途中で扶養親族が増えたり、扶養親族の状況が変わったりして、扶養親族等申告書の記載した内容から変更がある場合は、最寄りの税務署で確定申告を行っていただき、所得税の過不足分を精算していただくこととなります。

## Q 8

**<問>「支払金額」欄に記載された金額は、いつからいつまでに支払われた年金の金額ですか。**

<答>

平成19年2月支払分から平成19年12月支払分まで（平成20年1月に支払があった方は、1月支払分も含みます。）です。

1月支払分は、公的年金等の裁定・改定等が遅延したとき等に支給されますが、この支払いは、本来法令で定められた12月に支払われるべき金額となるため、平成19年の収入としております。

## Q 9

**<問>年金から特別徴収されている介護保険料の他に支払っている社会保険料は、控除されないのでしょうか。**

<答>

所得税法上、公的年金等の雑所得から所得税を源泉徴収する際の各種所得控除に介護保険料以外の社会保険料は含まれていないため、控除されておりません。

年金から特別徴収されている介護保険料以外に支払っている社会保険料がある場合は、確定申告を行っていただき、所得税の過不足分を精算していただくこととなります。

なお、公的年金等の雑所得から所得税を源泉徴収する際に受けることができない各種所得控除は、年金から特別徴収される介護保険料以外の社会保険料の他に、生命保険料控除・医療費控除・寡婦（寡夫）控除・雑損控除などがあります。